

「特定商取引法の指定権利制の廃止に関する論点」に対する消費者庁 の考え方

平成 25 年 7 月
消 費 者 庁

基本的考え方

現在、問題となっている詐欺的投資勧誘では、契約後連絡が取れなくなることがほとんどであり、予め仕組まれた集団的・組織的詐欺あるいは第三者詐欺による取引であることから、その存在自体が許されるべきではない悪性を帯びているものである。この認識は、貴委員会とのこれまでのやりとりの中で、貴委員会から提示されたものである。

特定商取引法(特商法)の目的は、法律上規定されている行為規制を事業者に対して遵守させ、かつ民事ルールが活用されることによって、一般消費者を保護するとともに、特定商取引を公正にし、商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にすることにある。

冒頭言及した貴委員会のご認識のとおり、現在問題となっている詐欺的投資取引は、本来その存在自体が許されるべきものでない。それにもかかわらず、仮にそれらを「公正な取引の是正による商品流通・役務提供の適正化・円滑化」を目的とする特商法の規制に置くのであれば、本来、存在自体が許されない詐欺的取引について、一定の行為規制にさえ従えば、その存在自体は許容されるとの誤ったメッセージを出すことになってしまうため、到底認めることはできない。

個別論点に対する回答

1.、2.、6. 関係

○ 特商法の目的について、貴委員会は、契約の目的物が架空であるなど偽装された取引であっても、取引時点では外形上適正取引と見られるものについて、それらを排除することは特商法の目的に適している旨主張する。

しかしながら、特商法は、ある取引自体を排除するのではなく、当該取引自体が市場に存在することは認めながらも、行為規制を通じて販売行為等を適正にすることで、「商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にする」(特商法第1条)ことを目指したものである。仮にある取引自体を排除することが法目的の一つであれば、その目的を担保すべく、そうした取引の禁止規定や参入規制が置かれることとなるが、特商法に置かれているのは、行為規制に関する規定や、消費者が債権債務関係から早期に離脱できるための民事規定、それらを担保する罰則規定等のみ

である。

このように、特商法の目的に取引自体を排除することが含まれていると解することはできず、ある取引を排除する目的で特商法を活用するとの貴委員会の御意見は適当ではない。

なお、貴委員会は、偽装取引であっても契約として一応有効に成立する場合もあると主張されている。どのような取引がそのような場合にそれに該当するかどうかという論点もあるが、いずれにせよ、御意見は契約の有効性に関するものであって、特商法の目的に関する議論ではない。

- 特商法の権利の概念について、貴委員会は、「物品・役務の利用・提供及び金銭の提供といった一定の利益を享受する法的地位であって、売買契約の目的とされるもの(一身専属性のない財産権)」であるべきと主張する。

しかしながら、仮にこのように考えたとしても、貴委員会がさらに自ら言及しているように、権利概念はそれ自体が曖昧な外延を持つものであって、一般的な定義に馴染むものではない。

さらに、「売買契約の目的とされ得る権利」としては、例えば、著作権や商標権等の知的財産権、配当権、CO2排出権等も含まれ、クーリング・オフに代表される特商法の強行的な法規制に服させることが適当でない権利も広く対象に置かれることとなる。

貴委員会は、意見4.において、「欺瞞的権利取引は、その性質上、多種多様な権利が商材として設定されることが想定され、明らかな違法商材を予め個々具体的に指定することは困難である」とも記述しており、そうした曖昧な外延の権利に対して、予め、網羅的に権利の内容を精査し、特商法の規制に服させることが適当かどうかを判断することは困難である。

3. 関係

- 貴委員会は、平成20年の特商法改正において商品・役務の指定制が廃止されたことにより、権利のみに指定制を維持する意味は事実上失われたと主張する。

これについては、第120回消費者委員会でもご説明したとおり、そもそも指定権利を取引対象とする訪問販売等を規制するに至ったのは、役務提供事業者の脱法行為を防ぐためである。具体的には、役務提供事業者が役務の提供を受ける権利等を証券化し、その役務提供事業者とは別の販売業者が当該権利を不当な勧誘等により販売する場合、権利の販売業者や役務提供事業者には規制が及ばないままに被害が拡大してしまうため、権利の販売業者も規制の対象としたものである。したがって、御指摘とは異なり、商品・役務の指定制が撤廃されたことにより、指定権利制の意義が失われたということにはならない。

また、貴委員会は、商品、役務の指定制の廃止により、欺瞞的権利の基礎となる商品・役務も、それが架空である場合も含め規制対象に置かれることになったと主張する。しかしながら、現行の指定権利制では、実体性のある役務提供の存在がその前提となっているのであり、役務提供と紐づかない権利一般の売買を規制するものではない。

4. 関係

- 貴委員会は、詐欺的投資取引を禁止法や業法で規制することについて、多種多様な権利が商材として想定されるため、適正な権利を含めた一定の包括的権利取引をその対象とせざるを得ず、適正取引を行う事業者に過剰規制を課し、その経済活動を著しく阻害する旨主張する。

しかしながら、仮に詐欺的投資勧誘を特商法で規制するために指定権利制を撤廃した場合には、ご指摘の場合と同じく、適正な権利を含めた一定の包括的権利取引を規制の対象とすることとなる。その結果、繰り返しになるが、訪問販売業者等が権利を取引の対象とする場合は一律に、クーリング・オフのように強行的な民事効を有する規定や、直罰もあり得る行為規制を定めた規定に服させることになる。適正に権利取引を行う事業者に対して過剰な規制を課し、その経済活動を著しく阻害することが懸念される点は、特商法であっても同じである。

さらに、詐欺的投資勧誘を特商法で規制することは、法目的の関係からも不相当であることは冒頭で述べたとおりである。御指摘の懸念点を払拭しつつ、詐欺的投資取引に関して現在生じている消費者被害を防止するためには、より広い視野に立ち、より実態に即した法律の策定等に関する建議があつてしかるべきである。

5. 関係

- 貴委員会は、詐欺的投資勧誘取引が特商法の規制対象となれば、外形上違反が明らかな書面不交付について罰則が担保されていることから事業者は逃げ口上が使えず、事業者の捕捉がより容易になる効果が見込まれる、と主張する。

この点、特商法の執行経験に基づいて申し上げれば、悪質業者の多くは、仮に書面交付はしていたとしても、その内容は不実であるケースが多く、例えば、当事者が高齢者である場合などでは、処分に向けた調査を行う際に、いずれにせよ困難を伴うのであり、御指摘のような効果は期待できない。さらに第120回消費者委員会の場で申し上げたとおり、悪質業者はレンタルオフィス、レンタルポスト等を用いて活動拠点の特定すら困難な事案が増えており、特商法の規制対象とすれば、事業者の捕捉が直ちにより容易になる効果が見込まれる、との考えは、実務からかけ離れている。警察当局の取締まり容易化に資するとの期待についても、事業者の捕捉困難

性との実情に関しては、警察当局においても変わらないと考えられる。

- さらに、特商法の目的は、消費者の被害防止を図ることに加えて、販売行為を適正にすることで商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にすることであり、詐欺的投資勧誘を行う事業者の行為を特商法の罰則の対象とすることで警察当局が事業者を捕捉しやすくなることを期待して(この期待が成立しないことは前述のとおり)、それを目的として特商法を改正するということは、全く成り立ち得ない議論であろう。

詐欺的投資勧誘への対応を議論するのであれば、現状生じている被害実態を踏まえ、直接的にこうした事業者に対して制裁を課すことを可能とする立法措置等に関して建議すべきである。

その他:景表法での対応について

- 消費者庁が所管する法律である景品表示法について付言すると、同法は実体のある商品・サービスを前提にあくまで表示を規制対象としており、同法違反行為を行った事業者は、表示を是正すればその事業活動を続けていくこと自体は問題ない。このため、同法違反行為に対する措置は、当該不当表示の排除等表示に関するもののみであって、不当表示を行った事業者の事業活動そのものを規制するものではない。
- したがって、商品・サービスとしての実体がない取引に関し、その表示のみを是正させることでは、その事業活動自体は肯定することになり、詐欺的投資勧誘による被害の防止に対する直接的な対応策にはならない。さらに、詐欺的投資事案について表示の「適正化」をした場合、事業そのものの正当性は認めることになり、「詐欺的投資勧誘による被害の防止に間接的に資する」どころか、かえって、詐欺的投資事案の排除に逆行することとなる。